

議案第 20 号

橋本市税条例の一部を改正する条例について

橋本市税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 24 年 11 月 26 日 提出

橋本市長 木下 善之

橋本市税条例の一部を改正する条例

橋本市税条例（平成18年橋本市条例第70号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線部分である。

改正後	改正前
(督促)	(督促手数料)
第21条 納税者又は特別徴収義務者が納期限までに徴収金を完納しない場合には、徴税吏員は、納期限後30日以内に督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。	第21条
2 徴税吏員は、督促状を発した場合においては、督促状1通について、50円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認めると認めた場合には、これを徴収しない。	徴税吏員は、督促状を発した場合においては、督促状1通について、50円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認めると認めた場合には、これを徴収しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。